

【重要】スマホアプリによる 障がい者手帳代替の扱いについて

国交省からの連絡です。

現在、**京都市域の全てのタクシー車両が障がい者割引**(身体および知的障がい者割引の認可を取得しており(精神障がい者割引は認可取得事業者のみ)、運賃の支払い時、所有者本人の**手帳の提示があった場合、運賃割引の適用義務**があります。

今回、スマートフォンのサービス「**ミライロID**」(右側画面イメージ)が**障がい者手帳(身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳)の代替**として利用できることが確認されました。(療育手帳代替は令和4年度末の目途ですが、現時点においても事業者による療育手帳代替としての本人確認利用を妨げるものではありません)

運賃支払い時、当該アプリによる提示が行われた場合、**従来の手帳提示と同様に取り扱う**ようお願いします。

以上

「ミライロID」については、下記QRコードでご確認ください。

